

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）・第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の宿泊及び食事の提供については、国スポ及び全障スポの参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、おもてなしの心で温かく迎えるとともに、次の方針に基づき行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町村内の旅館等で参加者の収容が困難な場合は、関係機関・団体等と協議の上、近隣市町村（原則として県内）の旅館等を利用する。
なお、その地域の実情に応じ、公共施設等も利用する。
- (3) 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

2 配 宿

- (1) 国スポにおける選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町村が行う。ただし、近隣市町村（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町村が協議して行う。
全障スポ参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別、男女別を考慮して配宿する。
- (3) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。
- (4) 全障スポ参加者にとって、利用しやすい宿舎に配宿するよう努める。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

全障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養素のバランスが良く、信州の豊かな気候・風土に育まれた農畜水産物や多彩な食文化を生かした郷土色豊かなものを提供する。